

裁 決 書

審査請求人

宇都宮市

同代理人

栃木市

処分庁

宇都宮市社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が平成25年8月16日に提起した上記処分庁の保護変更申請における一部不支給決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

平成25年6月13日に請求人が行った被服費、家具什器費及び借家入居のための敷金並びに礼金（以下「敷金等」という。）に係る保護変更申請のうち、処分庁が行った敷金等について支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を取消す。

理 由

1 事 実

- (1) 処分庁は、平成25年6月13日に請求人が行った被服費、家具什器費及び敷金等に係る保護変更申請に対し、平成25年6月17日付けで生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護変更決定を行った。
- (2) 処分庁は、平成25年6月17日付けの保護変更決定に基づき、被服費及び家具什器費のみを支給した。
- (3) 処分庁は、保護変更申請のうち、敷金等の支給に係るものについては支給しなかった。このため、請求人は、法第24条第4項の規定により、処分庁が保護変更申請を却下したものと判断した。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

請求人の平成25年6月13日付け保護変更申請に対し、処分庁が行った本件処分の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人は、これらの点から本件処分は違法、不当であると主張しているものと解される。

ア 敷金等の支給を申請した際に、処分庁から、請求人が過去に生活保護制度を利用し敷金等の支給を受けたことがあるため、2度目の敷金等の支給はできないと説明された。また、その法的根拠として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第7の77の答4「保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6ヶ月を超えて居住することが見込まれること。」を示された。この根拠により敷金等の2度目の支給はできないと解釈することは了解できない。

イ 処分庁は、請求人に対し過去に生活保護を受給した際に半年を経ずして居宅を離れたことに自己責任を求め、処分庁自らにケースワークの問題点の責任を問うことなく一方的に請求人を懲罰の対象とし、敷金等を支給しなかったものと考えられる。また、敷金等を必要としない劣悪な住居への入居を強要するのは違法である。

ウ 他の生活保護申請者についても、同行者の支援がない場合、敷金等の必要な物件への入居について処分庁は認めなかった。また、同行支援のある場合で過去に生活保護による敷金等の支給を受けたことがない場合は入居を認めていた。これらは処分庁独自の基準によるものであり、このような基準を設けていること、及びその基準により処分庁が請求人へ対応したことも違法なものである。

3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求めるものである。

- (1) 「保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6ヶ月を超えて居住することが見込まれること。」を根拠として、敷金等の支給対象としない旨の説明はしていない。
- (2) 過去に敷金等の支給を受けた場合であっても、課長通知問第7の77に定める支給要件を満たしていれば支給している。
- (3) 請求人から申請のあった敷金等の支給については、課長通知問第7の77の規定のとおり、住宅の確保に際しては「公営住宅等の敷金等を必要としない住宅の確保ができないこと。」の要件があるため、まずは敷金等を必要としない住居を探す必要がある旨説明した。しかし、請求人は敷金等を必要としない物件を探す行為を全くとらなかったため、支給の要件を満たしていないと判断した。処分庁の対応は「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)に基づき適正に行われている。

4 事実の認定及び判断

(1) 事実の認定

- ア 平成25年6月6日に、請求人は処分庁を訪れ、刑務所出所後ホームレス状態にあり生活に困窮しているため保護申請について相談をした。
- イ その際、請求人は入居を希望する借家の賃貸契約に係る見積書を持参しており、その見積書には日割家賃の他に敷金等についての記載があった。このため、処分庁は、請求人に対して、敷金等が必要ない物件を探すよう指導した。
- ウ 同日、請求人は再度処分庁を訪れ、敷金等の支給が受けられない理由の説明を求めるとともに、請求人のギャンブル依存症をサポートする体制が整っている希望物件への入居を認めるよう申し出た。しかし、処分庁は、敷金等を要しない物件を探すようあらためて指導した。
- エ 同日、処分庁はケース診断会議を開き、請求人が逮捕前に生活保護を受給していた際に敷金等の支給を受けたにも関わらず自己都合（逮捕）により住居を失っていること、また、課長通知問第7の77に規定している敷金等の支給要件のひとつである、「公営住宅等の敷金等を必要としない住宅の確保ができないこと。」を満たしていないため、現段階では敷金等の支給はしないことを決定した。
- オ 同日、請求人及び審査請求代理人は、再々度、処分庁を訪れ、敷金等の支給をするよう要請した。
- カ 同時に、請求人は、希望する物件を居住地とする生活保護開始申請書を提出し、処分庁は受理した。
- キ 同年6月13日、請求人は、被服費、家具什器費及び敷金等の支給に係る保護変更申請を行った。
- ク 同年6月17日、処分庁は、保護の開始決定処分を行い、請求人に通知した。
- ケ また、処分庁は、同日併せて、「世帯一時扶助支給」を理由として、被服費、家具什器費についてのみ支給することとした一時扶助支給決定を行うとともに、本件処分を行い、請求人に通知した。なお、処分通知には、本件処分に係る理由は付記されなかった。

(2) 判断

ア 本件処分について

法第14条において、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとされている。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(1)キでは、保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合に基準額の範囲内において必要な額を認めて差し支えないことと規定されている。さらに、課長通知問第7の77においては「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」について4つの要件が示されており、それら全てを満たす場合において敷金等を支給することができるとされている。

これを本件についてみると、請求人は、刑務所出所後、ホームレス状態にあり生活に困窮していたため、処分庁に対し保護開始申請書を提出するとともに、敷金等を支給してほしい旨相談した。これに対して、処分庁は、課長通知問第7の77において、敷金等の支給要件の一つとして公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができない場合をあげていることを根拠として、敷金等を支給しない旨の判断をした。

しかし、課長通知問第7の77における「公営住宅等」については、公営住宅及び公営に準じる住宅という意味合いとして公的機関に幅を持たせたものであって、本来、民間住宅は含まれないものと解されるものである。

さらに、処分庁は、宇都宮市では市営住宅の入居者選定が公募制により行われており、生活保護受給者などに対する優先枠を設けておらず、ホームレス状態からの速やかな入居が困難である点を認識の上、本件処分を行っているが、保護開始時にホームレス状態にある者については、「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）2(4)において、その者が居宅生活が可能と認められた者であって、公営住宅への入居ができず住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、局長通知第7の4の(1)キにより敷金等を支給して差し支えないものと規定されているところである。

したがって、当庁は、ホームレス状態にあった請求人に対し、課長通知問第7の77に規定する敷金等の支給要件に照らし、敷金等の必要性について総合的に判断する必要があったと認定し、処分庁が請求人に対して行った民間の住宅を含めて敷金等を必要としない住居を探すよう再三指導したことは不当であったと認定せざるを得ない。

イ 本件処分の通知について

法第24条第5項において準用する同条第2項では、保護の実施機関は、保護の変更申請に対する決定通知に決定理由を付さなければならないこととされている。処分庁は、請求人からの保護変更申請に対し、被服費、家具什器費についてのみの支給決定処分を行い、敷金等については支給しないことを決定しているが、上記4(1)ケにあるとおり本件処分に係る理由は処分通知において明らかにされておらず、法定要件を欠く違法な処分と言わざるを得ない。

以上より、本件処分は、違法・不当であると認められ、本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年1月21日

栃木県知事 福田 富

